

群馬県適正化通信 NO. 171(令和4年11月号)

令和4年度整備管理者（選任後）研修の実施について

整備管理者は、常に整備管理に関する知識、能力の維持、向上に努めるとともに、道路運送車両の運行に係る関係法令の改正、関係通達等を熟知しておかなければなりません。その機会のひとつとして整備管理者に対する研修の受講が義務付けられています。

また、自動車運送事業者の立場でも、整備管理者の能力の維持や向上に努めさせる義務があり、漏れることなく講習を受けさせなければなりません。

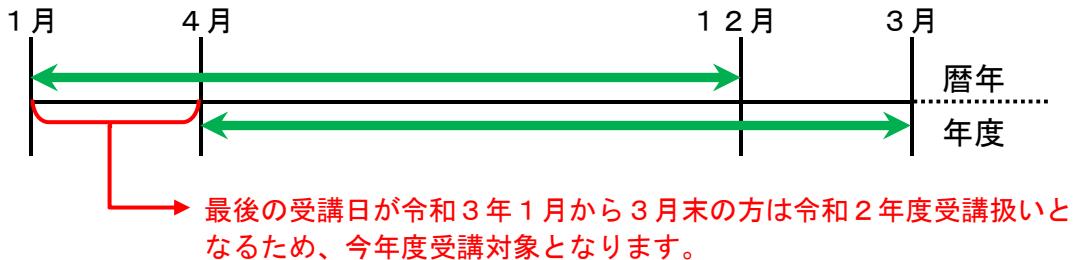
選任された整備管理者には「2ヵ年度ごとに1回」の受講が義務付けられていますが、注意しなければならないのが年度の「4月から翌年3月までの受講」であり、暦年の「1月から12月までの受講」ではありません。（下図参照）

例えば、令和3年1月に受講された場合は、令和2年度に受講したことになりますので、令和4年度に受講しなければなりません。

また、令和3年度（令和3年4月から令和4年3月）に選任されて以降、選任後研修を受講していない場合についても、令和4年度の受講対象となります。

選任されている整備管理者の手帳等を再度ご確認いただき、受講漏れがないよう、必ず受講をお願いいたします。

年度の考え方



行政処分関係

・整備管理者の研修受講義務違反 初違反 10日車 再違反 20日車

令和4年度の開催日時及び場所については、裏面に記載しておりますので、受講義務のある方については日程等確認のうえ、申込みしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関
電話 027-212-8821

研修実施日	研修開始時間(半日)	研修場所
令和4年11月17日(木)	午前の部 9:00~12:00 午後の部 13:30~16:30	北毛地区研修センター 渋川市白井2106-2
令和4年11月24日(木)	午後の部 13:30~16:30	群馬県トラック総合会館 前橋市野中町595
11月実施分の予約期間	10月17日(月)から受付開始	定員になり次第HP更新 毎週金曜日更新
令和4年12月 1日(木)	午後の部 13:30~16:30	群馬県トラック総合会館 前橋市野中町595
令和4年12月 2日(金)	午前の部 9:00~12:00	群馬県トラック総合会館 前橋市野中町595
令和4年12月15日(木)	午後の部 13:30~16:30	太田市社会教育総合センター 太田市熊野町23-19
令和4年12月16日(金)	午前の部 9:30~12:30 午後の部 13:30~16:30	太田市社会教育総合センター 太田市熊野町23-19
12月実施分の予約期間	11月1日(火)から受付開始	定員になり次第HP更新 毎週金曜日更新
令和5年 1月18日(水)	午前の部 9:00~12:00 午後の部 13:30~16:30	群馬県トラック総合会館 前橋市野中町595
令和5年 1月19日(木)	午後の部 13:30~16:30	群馬県トラック総合会館 前橋市野中町595
1月実施分の予約期間	12月 7日(水)から受付開始	定員になり次第HP更新 毎週金曜日更新

※なお、高崎会場についてはすでに開催済みのため、掲載をしておりません。

※申込書(群馬運輸支局及び群馬県トラック協会HP掲載)の送付先については「群馬運輸支局」となっておりますので、

群馬運輸支局へ直接ファックス(027-261-0032)にて申し込みを行ってください。